医科点数表第２章第10部手術通則第５及び第６号に掲げる手術について

期　間：2025年1月1日　～　2025年12月31日

区分		手　　術　　名	件数
1	ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	0
	イ	黄斑下手術等	0
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼等	0
2	ア	靱帯断裂形成手術等	0
	イ	水頭症手術等	0
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	0
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	3
	キ	子宮附属器悪性腫瘍等手術等	0
3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍等手術等	0
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種死体腎移植術等	0
4		胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等	95
その他	ア	人工関節置換術	0
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
	オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

医療法人社団 聖和会
天王台消化器病院
TENNOHDAI DIGESTIVE DISEASE HOSPITAL